

令和8年度 狩猟ポータルサイト開設・狩猟PR推進等業務委託仕様書

1 委託業務名

狩猟ポータルサイト開設・狩猟PR推進等業務委託

2 業務背景・目的

(1) 背景

県内の狩猟関連情報（狩猟免許試験・更新、講習・研修、鳥獣保護区等）が各所に分散しており、必要情報へ迷わず到達できる導線整備が求められている。また、狩猟免許の有効期間は3年であり（法第44条）、狩猟を行うためには毎年度、狩猟を行おうとする都道府県で狩猟者登録を行う必要がある（法第55条～第67条）。このため、免許更新・狩猟者登録の確実な周知が重要である。一方で、狩猟免許は保有しているが狩猟者登録を行っていない、「ペーパーハンター」の存在が一定数確認されており、登録者数の底上げに向けた働きかけが課題である。

(2) 目的

県内約8,500人の狩猟免許所持者に対し、別紙に示すキャッチ・ボディコピーを踏まえた上で、免許更新、狩猟者登録開始、狩猟事故防止等の重要情報を、確実かつタイムリーに届ける仕組みを構築する。加えて、初心者への不安解消と興味喚起を図るブランド発信を強化し、ペーパーハンターの狩猟者登録への転換を主軸として、登録者数の増加を目指す。

あわせて、2年目以降に漫画家コラムや動画等の多様なコンテンツを掲載できる拡張性のあるWeb基盤を構築するとともに、動画コンテンツの制作、SNSを活用した広報を進めることにより、狩猟への理解促進、鳥獣保護管理の普及啓発、地域における狩猟文化の振興を図る。

3 実施期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 委託料

4,000,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）

5 業務内容

- (1) 狩猟ポータルサイトの新規構築（情報集約＋ブランディングサイト機能）
- (2) 通知配信設計（免許更新リマインド、狩猟者登録開始、事故防止注意喚起ほか）
- (3) 啓発動画の企画・制作（既存素材は補助的活用。原則新規撮影）
- (4) SNS（主にInstagram）運用設計・初期投稿作成、運用ガイドライン策定
- (5) ポスター作成（次年度分）企画・デザイン（印刷・発送は県実施を基本に検討）

(6) アクセス解析・KPIモニタリング、運用改善提案

6 基本テーマ

- (1) 必要情報に迷わず到達できるポータル（試験・更新・研修・地図情報等の一体提供）
- (2) 漫画・動画・体験記等の多様展開が可能な拡張性の高い基盤
- (3) 狩猟初心者から経験者まで、誰もが利用しやすい構成・デザイン
- (4) 初心者の安心と高揚感を両立するブランディングサイトの構成

7 基本方針

- (1) 狩猟への理解を深めるため、漫画家コラムや動画等の多彩なコンテンツを掲載できる拡張性のあるサイト基盤とする。
- (2) シンプルで直感的な構成とし、狩猟初心者でも利用しやすく、関係者にとっても情報を整理しやすいサイトとする。
- (3) SNS（Instagram等）との連携機能を設置する。
- (4) サイト内検索機能を設ける。
- (5) アクセス解析システムを導入し、閲覧状況（直帰率、訪問数、属性等）を分析できるものとする。
- (6) PC・スマートフォン・タブレット等、各種端末・通信環境に依存せず快適に閲覧できること。
- (7) PC版・スマートフォン版は、同一URLのレスポンス対応とする。
- (8) CMS（Contents Management System）により職員が容易に記事（画像・動画含む）の追加・修正・削除が行えること。
- (9) 将来的な多言語化に対応可能な構造とする。
- (10) 本ホームページに関する著作権は、委託者に帰属する。

8 全体スケジュール

時 期	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
契 約	■									
設 計		■	■	■						
開 発			■	■	■	■				
HP公開HP 通知、配 信						■	■	■	■	■
動画作成 記事公開						■	■	■	■	
SNS 運用						■	■	■	■	■

9 ページ構成

以下は例示であり、委託者提供資料等を踏まえ決定する。

(1) メインビジュアル

- ① 狩猟・鳥獣管理に関する象徴的な画像のスライドショー
- ② 狩猟制度の概要、鳥獣管理の取組の簡潔な紹介文

(2) 主なナビゲーション

- ① 狩猟免許、狩猟免許更新講習
- ② 狩猟に関わる研修、セミナー
- ③ 鳥獣保護区位置図等
- ④ シカ、イノシシ生息密度マップ
- ⑤ 動画、コラム
- ⑥ シンポジウム、講習会等
- ⑦ お知らせ
- ⑧ よくあるお問い合わせ集 (Q&A)

(3) コラム (漫画家等の連載含む) 等

- ① 年間 10 本程度を想定
- ② 1 本あたり 1000~1500 字、写真 3~5 点
- ③ 漫画家コラム、狩猟者インタビュー等の連載企画

- (4) 地図（鳥獣保護区位置図等、イノシシ、ニホンジカ生息密度マップ）
 - ① デジタルマップ上で保護区境界、密度区分を表示
 - ② ポイントから名称・説明・写真等の詳細ページにリンク
 - ③ Google earth など現在地情報と連動した地図表示
- (5) イベント情報
講習・研修、展示イベント等の案内を掲載
- (6) 動画コンテンツ
 - ① 狩猟の安全、鳥獣管理の意義などをテーマとした啓発動画の制作
 - ② 字幕等のアクセシビリティ対応

10 システム構成

- (1) ドメイン
県が提供するものを使用する。
- (2) サーバ
 - ① ホスティングサービス（レンタルサーバ）を利用し、ホームページが稼動しても十分な余裕があること
 - ② アクセス制限、ログ取得や随時適切なセキュリティ対策を講じることができる等の保守、運用面を考慮してサーバを選定すること。また、ログ解析の結果を月に一度提出すること
 - ③ OS、ミドルウェア、アプリケーションファイル等が最新版に更新されている等、セキュリティが考慮されたサーバを選定し、常にウイルス駆除ソフトを最新バージョンに維持する等適切なセキュリティ対策を講ずること
 - ④ 当該コンテンツの制作・運用に必要なサーバ等ハードウェア、データベース等ソフトウェア等については、受託者において準備すること
- (3) ソフトウェア
 - ① 職員が端末からブラウザを用いて容易にページの作成・管理等をできるようにする
 - ② システム（CMS（Contents Management System））を導入すること。また、その選定理由を具体的に提示すること
 - ③ CMS 導入・維持管理にかかるコストやページのデザインの制約等を考慮し、CMS による管理の対象とするべきページの範囲について提案すること
 - ④ 専門知識がなくても、ページの作成や文字の大小、文字色の変更、表の作成、リンクの作成、ファイルの添付、画像の挿入等が簡単に行えること
 - ⑤ 作成した情報の掲載開始日時、公開終了日時の指定ができること
 - ⑥ 記事の作成、更新、削除、公開、非公開等の処理は適正な承認手順を経た後に公開される機能が組み込まれていること
 - ⑦ 管理者向けの管理画面を用意し、作成者・承認者等のアカウント管理、一括編集、検索機能、データバックアップなどを実装すること

11 セキュリティ・個人情報保護

- (1) 兵庫県情報セキュリティ対策指針を遵守すること
- (2) 外部からの侵入や DoS 攻撃、ウイルス対策、ホームページの改ざん等への対策を行うこと
- (3) OS 及び基本的なソフトウェアについて、納入期限までに指摘されている脆弱性の有無を確認し、セキュリティパッチの導入等適切な対策処理を施すこと。導入後も脆弱性情報に注意し、最新のセキュリティパッチを適用すること。セキュリティパッチを適用することでシステム運用に問題が生じる可能性がある場合は、事前に発注者と協議すること
- (4) 受託者は、業務上知り得た個人情報について、関係法令及び別に定める個人情報取扱特記事項により取り扱うこと
- (5) 兵庫県によるセキュリティ監査（Nessus、Nikto、ZAP 等、県が定める複数のソフトウェアによるセキュリティチェック）を受け、これに合格すること。なお、監査の結果、脆弱性が発見された場合は、速やかに改善対応を行い県の承認を得る必要があるため留意すること

12 稼働時間

原則として 365 日 24 時間の稼働とする。ただし、保守・運用管理上の必要最小限の計画停止は可能とする。

13 保守・運用管理

- (1) ホームページの公開後、当該年度（令和 9 年 3 月 31 日まで）の障害対応その他ホームページの公開に必要な保守・運用管理を行うこと。
また、令和 8 年度（契約日から令和 9 年 3 月 31 日まで）のランニングコストについて、項目、数量、単価を明らかにして提示すること。
- (2) 発注者からの本ホームページに関する問合せや保守対応依頼を、一元的に対応する窓口を設けること。受付時間は、原則として休日・祝日・休業日を除く月曜日から金曜日までの 9:00 から 18:00 までとする。
- (3) CMS の操作マニュアルを作成し、電子データで提供すること。

14 その他留意事項

- (1) 受託者が、やむを得ない事情により事業を実施することが困難となったときには、遅滞なくその旨を委託者に連絡し、その指示に従うこと。
- (2) 受託者は、業務を第三者に再委託することができない。ただし、委託者の承諾を得た場合には、この限りでない。
- (3) 受託者は、本業務の実施にあたり関連する法令等を遵守しなければならない。
- (4) 業務の実施に関してこの仕様書に記載のない事項、又は業務の実施に関して疑義が生

じた場合は、兵庫県と協議し、その指示に従うこと。

- (5) 受託者は、受託業務の履行にあたり、自己の責めに帰すべき事由により、委託者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。
- (6) 本業務の遂行にあたり、受託者は、委託者と密に協議・連絡調整を行い、適切なスケジュール管理を行うこと。なお、委託者と受託者は適宜必要に応じて協議を実施することとし、必要に応じて関係者も参加の上で行う。